

令和6年度 五泉市立五泉北中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめの防止のための取組

①方針

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにし、また、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

②具体的な取組内容

- ア 学校の重点目標の一つとして、他者を思いやる優しい心や共感的な人間関係を育成する。
- イ 道徳教育の充実を図り、お互いのよさを認め合い、感謝や思いやりの心、命を大切にする心を育てる。
- ウ いじめ防止に関する生徒会活動など、生徒が自主的に行う活動を支援するとともに、保護者や地域住民、その他関係機関との連携を図る。
- エ SNS によるいじめや震災被害の生徒へのいじめ等も含めて、きめ細かな見取りと対応をする。

③年間計画

4月	・生徒理解研修会
5月	・教育相談① ・Q-U検査① ・学校生活アンケート①
6月	・ネットトラブル未然防止に向けた指導及び保護者への啓発
7月	・学校生活アンケート② ・ネットトラブル未然防止授業（新潟県 SNS 教育プログラムの活用）
8月	・職員研修①（学校生活アンケートとQ-Uの分析） ・学校評価振り返り
9月	
10月	・生徒会のいじめゼロスクール集会 ・教育相談② ・学校生活アンケート③
11月	・Q-U検査② ・SOS の出し方に関する授業（新潟県自殺予防教育プログラムの活用）
12月	・職員研修②（学校生活アンケートとQ-Uの分析） ・学校評価振り返り ・学校生活アンケート④
1月	・教育相談③
2月	・学校生活アンケート⑤
3月	・小中情報交換会

(2) 早期発見・即時対応の在り方

①方針

保護者および関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

②具体的な取り組み

- ア 生活ノートの点検（毎日）
- イ 生徒の見取りを強化する（授業中、授業の前後、休憩時間、清掃、給食など）
- ウ 生徒対象のいじめアンケート調査（毎週）
- エ 教育相談を通じた生徒からの聞き取り（各学期1回）
- オ 生徒指導部会（毎週）

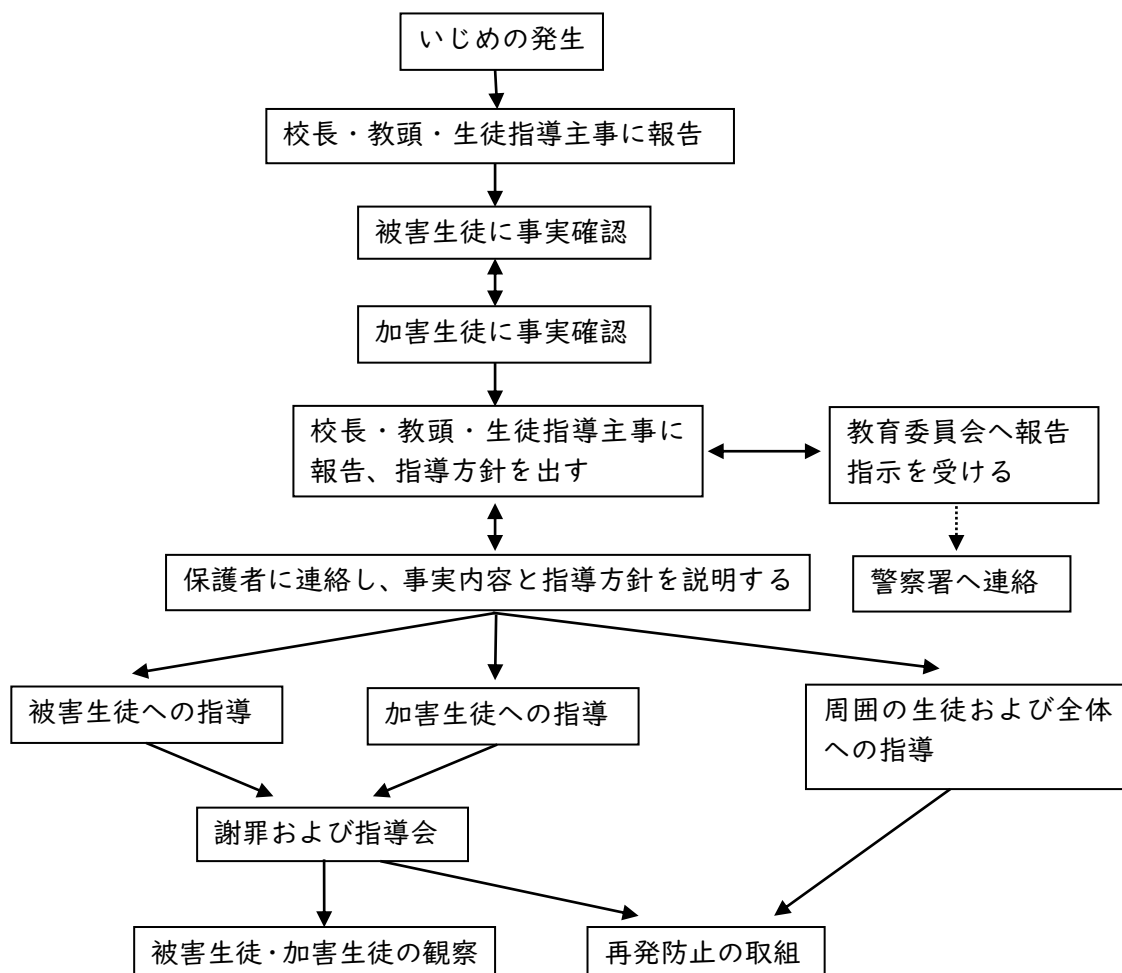
(3) いじめに対する措置

①方針

いじめの相談を受けた場合は、すみやかに該当生徒の事実確認を行い、いじめを受けた生徒の安全を確保しながら、いじめを行った生徒への指導を行う。

②具体的な取り組み内容

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けるために必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら、一時的に別室等において学習を行わせる措置を講じる。
- エ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- カ いじめが解消したと判断する期間としては3か月後を一つの目安とする。



(4) 教育相談体制

①方針

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

②具体的な取り組み内容

- ア 学期に1回、全員対象の教育相談を実施する。
- イ スクールカウンセラーの活用
- ウ 不登校対策委員会（適宜）

(5) 生徒指導体制

①方針

いじめの対応については、校長のリーダーシップの下に、生徒指導主事及び学年主任が役割を果たすとともに、全教職員が一体となり、教職員それぞれの個性や持ち味を生かして、役割を明確にした指導体制で臨む。

②具体的な取り組み内容

- ア いじめの防止のために、すべての教育活動において、共感的人間関係を築けるように全職員で協力する。
- イ いじめの見逃しがないように、教職員の「いじめチェックリスト」の点検をすることによって生徒の観察を強化する。
- ウ いじめの早期発見のために、全校生徒対象にいじめアンケートを毎週実施したり、各学期に教育相談を行う。
- エ いじめが発生した場合は、発見又は報告を受けた職員が即時にいじめを中止させ、被害者の安全を確保する。同時に、報告を受けた生徒指導主事は、校長、教頭の指導のもと対応を検討し、各学年部に指示を出す。
- オ いじめの再発防止のために、対象生徒の経過観察をするとともに、全体指導を行う。

(6) 校内研修

①具体的な取り組み内容

- ア いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会を夏季休業中に行う（法令理解・Q U分析）
- イ 定例の職員会議で、情報交換および生徒理解に関する研修を行う。

(7) 点検・見直し

①方針

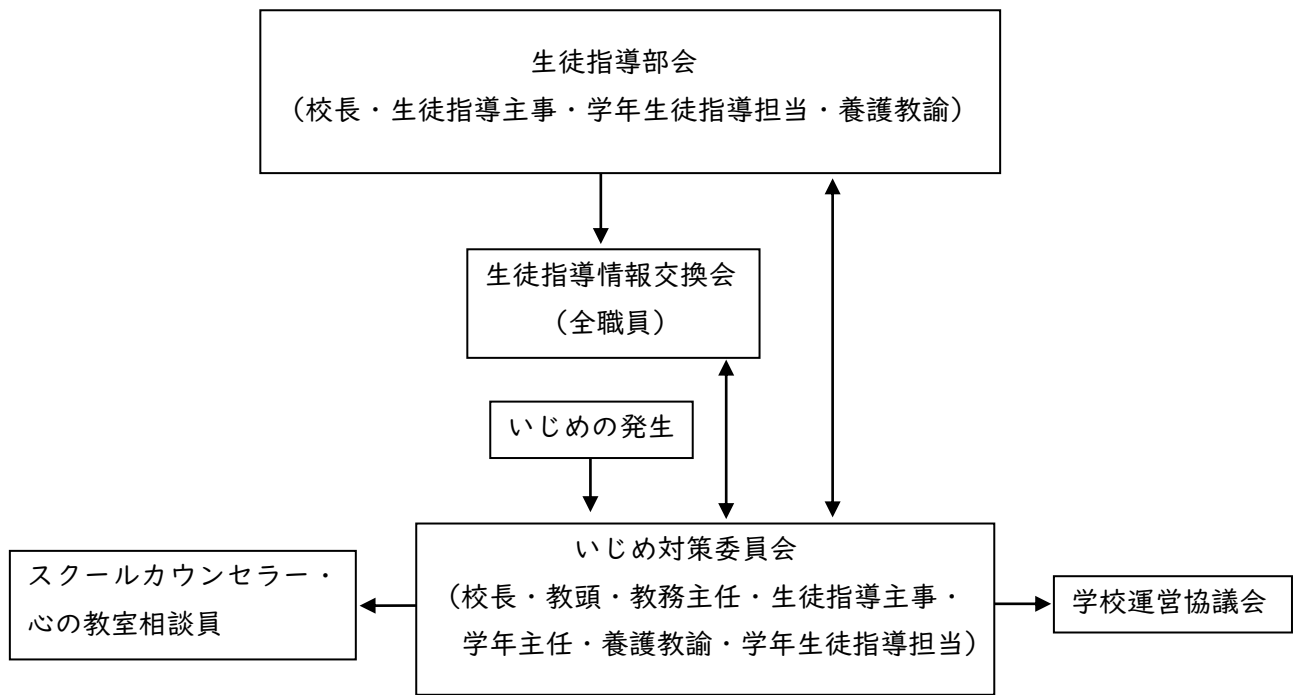
(1)～(5)の内容を徹底するために、取組内容を明確化し、定期的に点検する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
学年生徒指導担当（心の教室相談員、スクールカウンセラー）



(3) 活動

- ①いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

(4) 開催

上記の構成員(学年生徒指導担当、心の教室相談員、スクールカウンセラーを除く)で学期に1回いじめ対策委員会を開催し、いじめ事案の発生時は緊急に開催する。